

# 鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月25日（火）第3480号の3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件） (水産振興課取扱い) 1
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分（2件） (農地整備課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4

### 公 告

- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 4

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

## 告 示

### 鹿児島県告示第1138号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
霧島市牧園町持松字別府迫786番3，786番9，787番2，788番8，789番5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 鹿児島県告示第1139号

出水郡長島町鷹巣1928番地3 水口良則及び出水郡長島町鷹巣121番地1 濱尚栄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 区域及び区分

- 1 区域 長島町山門野，川床，鷹巣，浦底，諸浦及び獅子島区域（東町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてまき網漁業を営む漁業

### 鹿児島県告示第1140号

出水郡長島町鷹巣3885番地6 邑山進二及び出水郡長島町諸浦1743番地2 濱島正男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 長島町山門野，川床，鷹巣，浦底，諸浦及び獅子島区域（東町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1141号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成30年10月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称，法人番号及び所在地                         | 収去場所及び法人番号 | 飼料の名称                     | 製造（輸入）年月    | 試験項目                             | 違反の内容 |
|---|------------|---------------------------|-------------|----------------------------------|-------|
| 中部飼料（株）<br>志布志工場<br>2180001094757<br>（志布志市） | 同 左        | マル中印プロイラー前期用配合飼料プロ餌付クランブル | 平成<br>30.10 | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|   |            | マル中印プロイラー肥育後期用配合飼料E鶏仕上CM  | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|   |            | マル中印子豚育成用・肉豚肥育用配合飼料NS子豚F  | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|   |            | マル中印肉豚肥育用配合飼料ナチュラルボークCR   | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|   |            | マル中印肉用牛肥育用配合飼料HIGO仕上      | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|   |            | マル中印肉用牛肥育用配合飼料牛心          | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
| 日和産業（株）<br>鹿児島工場<br>7140001002355<br>（鹿児島市） | 同 左        | ニチワ印中雛用配合飼料アルファ後期         | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|   |            | ニチワ印大雛用配合飼料               | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|   |            | ニチワ印子豚育成用配合飼料マスターグローア     | 30.10       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |

|   |     |            |       |                                       |                         |
|---|-----|------------|-------|---------------------------------------|-------------------------|
| (有) 鹿児島油脂工業<br>7340002000494<br>(日置市)         | 同 左 | 混合ポークミール   | 30.10 | 栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分                      | 無                       |
| (株) ヒガシマル<br>鹿児島工場<br>1340001000162<br>(鹿児島市) | 同 左 | 船上MH (白)   | 30.10 | 栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無                       |
|   |     | HealPro育成用 | 30.10 | 栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 粗 繊 維<br>3.2%<br>0.2%超過 |
| (株) ひらまつ<br>本社工場<br>3340001014631<br>(鹿屋市)    | 同 左 | 混合粗飼料      | 30.10 | 栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン | 無                       |

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

### 鹿児島県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）南中沖地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年12月26日から平成31年1月29日まで
- 3 縦覧場所  
大崎町役場耕地課

### 鹿児島県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備開闢地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年12月26日から平成31年1月29日まで
- 3 縦覧場所  
指宿市役所耕地林務課

### 鹿児島県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）小島河地地区第1換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年11月30日に行った。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第1145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）上晴地区第1換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年11月30日に行った。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年12月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始の区間                              | 供用開始の期日     |
|-------|------------|--------------------------------------|-------------|
| 県道    | 指宿鹿児島インター線 | 指宿市池田字榊木6770番26地先から同市池田字管山6719番1地先まで | 平成30年12月25日 |

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入をする物品等の名称及び数量

ア 鹿児島県庁舎で使用する電気

年間予想使用電力量 13,144,051キロワットアワー

イ かごしま県民交流センターで使用する電気

年間予想使用電力量 2,898,200キロワットアワー

なお、ア及びイについては、それぞれの入札とする。

## (2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

## (3) 需要場所

入札説明書による。

## (4) 供給期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者で

あること。

(4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年12月25日から平成31年1月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成31年2月7日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

(㍿) 1の(1)の ア 平成31年2月8日午後1時30分

(イ) 1の(1)の イ 平成31年2月8日午後2時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3800  
ファックス番号 099-286-5641

## 13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
 a Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building  
 b Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
- (2) DELIVERY PERIOD:  
 From 1 April 2019 through 31 March 2020
- (3) DELIVERY PLACE:  
 Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
 12:00 a.m. 7 February 2019
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
 Property Management Division  
 Treasury Bureau  
 Kagoshima Prefectural Government  
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
 TEL 099-286-3800  
 FAX 099-286-5641

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第122号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年12月25日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

| 遊技機の種類  | 型式名             | 製造者の氏名又は名称          | 検定番号   |
|---------|-----------------|---------------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRウルトラジャンボAC-N  | 株式会社ディ・ライト          | 7P1731 |
| ぱちんこ遊技機 | Pぱちんこ劇場霊NM7     | 株式会社オッカー.           | 8P0721 |
| ぱちんこ遊技機 | PAドラム海物語IN沖縄GO4 | 株式会社サンスリー           | 8P0863 |
| 回胴式遊技機  | SGI優駿倶楽部2KB     | 株式会社コナミアミュ<br>ーズメント | 8S0937 |
| 回胴式遊技機  | Sパチスロおそ松さん      | 株式会社ディ・ライト          | 8S1010 |